# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に 関する法律(平成17年11月9日法律第124号)の概要

# 1. 定 義

(1) 高齢者の定義

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(2) 高齢者虐待の定義

この法律において「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。

- ①身体的虐待 (暴行)
- ②養護を著しく怠ること (ネグレクト)
- ③心理的虐待(著しい心理的外傷を与える言動)
- 4)性的虐待
- ⑤経済的虐待(財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること)

## 2. 家庭における養護者による高齢者虐待への対応 (別紙1参照)

(1) 市町村への通報等

高齢者虐待を発見した者は、

- ① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に通報しなければならない。
- ②上記①以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。 ※虐待を受けた本人が市町村に届け出ることも可能。

#### (2) 市町村の対応

- 高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行う。
- ② 通報があった場合の事実確認のための措置を講ずる。
- ③ 高齢者の保護のため、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に施設へ入所させる等、適切に老人福祉法による保護のための措置を講ずる。
- ④ ③の措置を採るために必要な居室を確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、立入調査をする ことができる。立入調査を行うに当たって、所管の警察署長に援助を求める ことができる。

#### (3) 養護者に対する支援

- ① 市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助 言その他必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市町村は、①の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (4) 連携協力体制の整備等

- ① 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等の適切な実施のため、地域包括支援センター等との連携協力体制を整備しなければならない。
- ② 市町村は、ア)相談、指導、助言、イ)通報の受理、ウ)事実の確認のための措置、エ)養護者に対する支援、の事務を地域包括支援センター等に委託することができる。

# 3. 施設等の職員による高齢者虐待への対応(別紙2参照)

#### (1) 市町村への通報等

- ① 施設等の職員は、業務に従事している施設等で虐待を受けた高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならない。
- ② ①以外の場合は、
  - ア) 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。
  - イ)上記ア)以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。 ※虐待を受けた本人が市町村に届け出ることも可能。
  - ※虚偽・過失による通報は保護されない。

#### (2) 都道府県への報告

市町村は、(1)による通報を受けた場合は、厚生労働省令で定める事項を 都道府県に報告するものとする。

- ○厚生労働省令(平成18年3月31日厚生労働省令第94号)
  - ①施設・事業所の名称、所在地、種別
  - ②虐待を受けた高齢者の性別、年齢、要介護状態等、心身の状況
  - ③虐待の種別、内容及び発生要因
  - ④虐待を行った従事者等の氏名、生年月日及び職種
  - ⑤市町村が行った対応
  - ⑥施設・事業所における改善措置状況

### (3) 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、(1)による通報又は(2)による報告を受けた場合は、適切に老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使するものとする。

○介護保険法等による監督権限の行使

報告徴収、立入調査、勧告・公表、措置命令・公示、指定取消等・公示など

### (4) 都道府県知事による公表 (年次報告)

都道府県知事は、毎年度、施設・事業者による高齢者虐待の状況等について 厚生労働省令で定める事項を公表する。

- ○厚生労働省令で定める予定としている事項
  - ①虐待の状況
    - ・被虐待者の状況(性別、年齢階級、心身の状態等)
    - ・ 虐待の類型
  - ②虐待に対してとった措置
  - ③虐待を行った施設等のサービス種別
  - ④虐待を行った従事者等の職種

# 4. 施行期日

平成18年4月1日

### 5. 検討規定

- (1) 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(附則第2項)
- (2) 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(附則第3項)